

1 消防団員等の災害発生に係る速報及び協議について（平成 22 年 12 月 3 日消基発第 628 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。</p> <p>ご承知のように消防団員の活動は多岐にわたっており、その業務内容は消火等の災害防御活動、訓練活動はもとより地域に密着した活動など広範に及んでいることから災害発生も様々な状況があります。また、災害が疾病発症の場合には発症原因が公務によるものかどうか判断が難しい場合もあり、事案によっては報道などにより社会的に関心が持たれている場合もあります。</p> <p>かかる状況にあつて、基金ではこれまでも円滑な業務を行うため、消防団員の災害発生に関して迅速な状況把握に努めるとともに、市町村が公務災害の認定を行うに当たり、基金の審査結果とそごが生じることのないよう事前協議を行ってきたところですが、この度、業務の一層の円滑化に資することを目的として、別紙 1 のとおり「消防団員等災害発生速報」を定めました。</p> <p>今後、公務災害となり得る災害が発生した場合には、まず、同速報により御一報いただきますようお願い申し上げます。また、速報を行ったうえで基金に対して別紙 2 により協議を行うようお願いいたします。基金は、公務上外の決定を行い速やかに別紙 3 により通知しますので、基金の公務上の決定を受けて支払請求をしてくださるようお願いいたします。</p> <p>ただし、次の事案以外については、基金は速報を受けた後、原則、別紙 4 により速やかに公務災害の該当可否についての通知を行いますので、同通知の送付をもって上記協議の取扱いに代えるものとします。</p> <p>次の事案 ----- 脳血管疾患・心臓疾患等の疾病事案、死亡事案・傷病の程度が重篤な事案その他基金が協議を必要とするもの（市町村が協議を必要とするものも含む。）</p> <p>また、後遺障害の程度に係る事案などについては、その特性に鑑み、決定の段</p>	<p>時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。</p> <p>ご承知のように消防団員の活動は多岐にわたっており、その業務内容は消火等の災害防御活動、訓練活動はもとより地域に密着した活動など広範に及んでいることから災害発生も様々な状況があります。また、災害が疾病発症の場合には発症原因が公務によるものかどうか判断が難しい場合もあり、事案によっては報道などにより社会的に関心が持たれている場合もあります。</p> <p>かかる状況にあつて、基金ではこれまでも円滑な業務を行うため、消防団員の災害発生に関して迅速な状況把握に努めるとともに、市町村が公務災害の認定を行うに当たり、基金の審査結果とそごが生じることのないよう事前協議を行ってきたところですが、この度、業務の一層の円滑化に資することを目的として、別紙 1 のとおり「消防団員等災害発生速報」を定めました。</p> <p>今後、公務災害となり得る災害が発生した場合には、まず、同速報により御一報いただきますようお願い申し上げます。また、速報を行ったうえで基金に対して別紙 2 により協議を行うようお願いいたします。基金は、公務上外の決定を行い速やかに別紙 3 により通知しますので、基金の公務上の決定を受けて支払請求をしてくださるようお願いいたします。</p> <p>ただし、次の事案以外については、基金は速報を受けた後、原則、別紙 4 により速やかに公務災害の該当可否についての通知を行いますので、同通知の送付をもって上記協議の取扱いに代えるものとします。</p> <p>次の事案 ----- 脳血管疾患・心臓疾患等の疾病事案、死亡事案・傷病の程度が重篤な事案その他基金が協議を必要とするもの（市町村が協議を必要とするものも含む。）</p> <p>また、後遺障害の程度に係る事案などについては、その特性に鑑み、決定の段</p>

階で基金に対して協議を行うよう併せてお願いします。

なお、上記の速報及び事前協議に係る基金の業務は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第 28 条第 1 項第 4 号の規定に基づく附帯業務であることを申し添えます。

おって、この取扱いは、平成 23 年 1 月 1 日以後に発生した災害に係るものから適用することとします。

階で基金に対して協議を行うよう併せてお願いします。

なお、この取扱いは、平成 23 年 1 月 1 日以後に発生した災害に係るものから適用することとします。

2 脳血管疾患及び虚血性心疾患等公務上災害の認定について（平成 14 年 11 月 18 日消基発第 334 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の運用において、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）を「公務に起因する疾病の範囲について」（平成 2 年 3 月 14 日消基発第 119 号）別紙の八に該当する疾病として認定するためには、医学経験則上、当該疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変（動脈硬化症等をいう。）等の基礎的病態を公務による強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」という。）が原因になって加齢、一般生活などにおける自然的経過を超えて著しく増悪させ、発症したものと認められることが必要となります。</p> <p>このような脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼす業務による過重負荷の評価を行うに当たり、従来の取扱いを改め、当該疾患の発症に近接した時期（1 週間）における負荷のほか、比較的長時間（6 か月）にわたる疲労の蓄積も考慮することといたしました。</p> <p>これらの疾患については、その発症原因等に関して具体的症例に則して、医学上の検討を要するものが多いので、つきましては、下記事項をご調査のうえ、別紙「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の公務関連疾患の認定調査票」により、基金に協議されるようお願いします。</p> <p><u>なお、この協議に係る基金の業務は、同法第 28 条第 1 項第 4 号の規定に基づく附帯業務であることを申し添えます。</u></p> <p>また、本通知に関しては詳細な調査が必要となりますが、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮をされるとともに、収集した諸資料の保全にご注意されるよう併せてお願いします。</p> <p>おって、この通知の施行に伴い、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定について」（平成 2 年 3 月 14 日 消基発第 120 号）は、廃止しますのでご了知下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の運用において、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）を「公務に起因する疾病の範囲について」（平成 2 年 3 月 14 日消基発第 119 号）別紙の八に該当する疾病として認定するためには、医学経験則上、当該疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変（動脈硬化症等をいう。）等の基礎的病態を公務による強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」という。）が原因になって加齢、一般生活などにおける自然的経過を超えて著しく増悪させ、発症したものと認められることが必要となります。</p> <p>このような脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼす業務による過重負荷の評価を行うに当たり、従来の取扱いを改め、当該疾患の発症に近接した時期（1 週間）における負荷のほか、比較的長時間（6 か月）にわたる疲労の蓄積も考慮することといたしました。</p> <p>これらの疾患については、その発症原因等に関して具体的症例に則して、医学上の検討を要するものが多いので、つきましては、下記事項をご調査のうえ、別紙「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の公務関連疾患の認定調査票」により、基金に協議されるようお願いします。</p> <p><u>なお、本通知に関しては詳細な調査が必要となりますが、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮をされるとともに、収集した諸資料の保全にご注意されるよう併せてお願いします。</u></p> <p>おって、この通知の施行に伴い、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定について」（平成 2 年 3 月 14 日 消基発第 120 号）は、廃止しますのでご了知下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

<p>1～3 (略)</p> <p>4 発症後の医師の所見等に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>疾病に係る医学的資料</u></p> <p>ア <u>診断書・意見</u></p> <p>イ <u>死亡診断書(死体検案書)・解剖所見</u></p> <p>ウ <u>診療録又は診療要約</u></p> <p>エ <u>CT、MRA、MRI、冠動脈造影、超音波検査、X線写真等画像及び心電図</u></p> <p>オ <u>血圧検査・血液生化学検査等諸臨床検査の結果等</u></p> <p>(3) <u>発症後の療養経過</u></p> <p><u>療養内容・期間(入院、通院別)、医療機関名、現況</u></p> <p>5 発症前の身体的状況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 既往症歴</p> <p>ア <u>疾病名、医療機関名及び治療状況等</u></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 発症後の医師の所見等に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>疾病に係る医学的資料</u></p> <p>ア <u>診断書</u></p> <p>イ <u>死亡診断書(死体検案書)・解剖所見</u></p> <p>ウ <u>診療報酬明細書(レセプト)の写し</u></p> <p>エ <u>疾患の区分に応じ、それぞれ次に掲げる臨床検査結果等</u></p> <p>(ア) <u>脳出血等の脳疾血管</u></p> <p>① <u>血圧検査</u></p> <p>② <u>血糖、ブドウ糖負荷試験及び総コレステロール検査等の血液化学検査の結果</u></p> <p>③ <u>尿検査等の尿一般検査の結果</u></p> <p>④ <u>CTスキャン</u></p> <p>⑤ <u>脳血管造影が実施されている場合には、当該脳血管撮影フィルム</u></p> <p>(イ) <u>心筋梗塞等の虚血性心疾患等</u></p> <p>① <u>血圧検査</u></p> <p>② <u>GOT、GPT、LDH、血糖、ブドウ糖負荷試験及び総コレステロール検査等の血液検査の結果</u></p> <p>③ <u>尿糖検査等の尿一般検査の結果</u></p> <p>④ <u>心電図</u></p> <p>⑤ <u>冠動脈造影撮影が実施されている場合には、当該冠動脈造影撮影フィルム</u></p> <p>5 発症前の身体的状況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 既往症歴</p> <p>ア <u>疾病名、発症年齢及び受診期間等</u></p>
---	---

<p>イ (略)</p> <p>ウ <u>医学的資料</u></p> <p> (ア) <u>診断書</u></p> <p> (イ) <u>診療録又は診療要約</u></p> <p> (ウ) <u>CT、MRA、MRI、冠動脈造影、超音波検査、X線写真等画像及び心電図</u></p> <p> (エ) <u>血圧検査・血液生化学検査等諸臨床検査の結果等</u></p> <p>6 その他の事項</p> <p>(1) <u>発症前の趣味、嗜好等の状況</u></p> <p> ア <u>趣味、スポーツ等</u></p> <p> イ <u>嗜好品(タバコ、酒等)及びその程度</u></p> <p> ウ <u>薬の服用の状況(高血圧症、動脈硬化症、脂質異常症等に係る薬剤名等)</u></p> <p> エ <u>自動車の保有、発症前の運転の状況等</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ <u>診療報酬明細書(レセプト)の写し</u></p> <p> エ <u>次に掲げる臨床検査結果等</u></p> <p> (ア) <u>血圧測定、血液化学検査、尿一般検査、心電図</u></p> <p> (イ) <u>CTスキャン、胸部X線写真等</u></p> <p>6 その他の事項</p> <p>(1) <u>嗜好品の状況</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>
---	---

3 精神疾患等の公務上外の認定について（平成12年6月2日消基発第170号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の運用において、国際疾病分類第10回修正版第V章「精神および行動の障害」に分類される精神疾患（器質性のもの及び有害物質に起因するものを除く。以下「精神疾患」という。）又は精神疾患に起因する自殺等の自損行為による負傷、疾病若しくは死亡を「公務に起因する疾病の範囲について」（平成2年3月14日消基発第119号）別紙の九に該当する疾病として認定するためには、精神疾患の発症前のおおむね6か月の間に公務遂行上の諸事情の重積により強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと医学的に認められること、並びに公務以外の負荷及び個体側要因により精神疾患を発症したとは認められないこと、の要件をいずれも満たしていることが必要になります。</p> <p>これらの認定に当たっては、医学上、精神疾患の発症原因に関し具体的症例について検討を要するものが多いと考えられるため、下記事項を調査のうえ、別紙「精神疾患等の認定調査票」により、基金に協議されるようお願いいたします。</p> <p><u>なお、この協議に係る基金の業務は、同法第28条第1項第4号の規定に基づく附帯業務であることを申し添えます。</u></p>	<p>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の運用において、国際疾病分類第10回修正版第V章「精神および行動の障害」に分類される精神疾患（器質性のもの及び有害物質に起因するものを除く。以下「精神疾患」という。）又は精神疾患に起因する自殺等の自損行為による負傷、疾病若しくは死亡を「公務に起因する疾病の範囲について」（平成2年3月14日消基発第119号）別紙の九に該当する疾病として認定するためには、精神疾患の発症前のおおむね6か月の間に公務遂行上の諸事情の重積により強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと医学的に認められること、並びに公務以外の負荷及び個体側要因により精神疾患を発症したとは認められないこと、の要件をいずれも満たしていることが必要になります。</p> <p>これらの認定に当たっては、医学上、精神疾患の発症原因に関し具体的症例について検討を要するものが多いと考えられるため、下記事項を調査のうえ、別紙「精神疾患等の認定調査票」により、基金に協議されるようお願いいたします。</p>